

第6章

資料編

1 計画策定までの経過

(1) 策定体制

男女共同参画審議会

氏名		区分	所属等
浅野 富美枝	会長	学識経験	宮城学院女子大学 生活環境科学研究所 研究員
小林 智樹	副会長	事業者等代表	吉川市小中学校校長会、北谷小学校校長
増田 泰彦	R 3. 10月まで	事業者等代表	吉川市商工会、株式会社増辰海苔店
染谷 千明	R 4. 1月から	事業者等代表	吉川市商工会、有限会社岩平屋
西山 亜弥		事業者等代表	農業関係、西山園芸
大月 浩史	R 3. 10月まで	事業者等代表	吉川市私立認可保育園協議会 きらり美南保育園園長
永澤 茉耶	R 4. 1月から	事業者等代表	吉川市私立認可保育園協議会 吉川美南ちとせ保育園園長
加門 保	R 3. 3月まで	事業者等代表	吉川市民交流センターおあしす所長
松浦 公則	R 3. 4月から	事業者等代表	吉川市民交流センターおあしす所長
薛 吉清		公募	
土屋 實	R 3. 10月まで	公募	
吉川 真由	R 3. 10月まで	公募	
武藤 優輝	R 4. 1月から	公募	
大矢 芳樹	R 4. 1月から	公募	

男女共同参画推進会議

氏名		役職
椎葉 祐司	議長	副市長
浅水 明彦		政策室長
戸張 悦男		総務部長
伴 茂樹		子ども福祉部長
小林 以津己		健康長寿部長
中山 浩		市民生活部長
小林 千重		産業振興部長
竹内 栄一		都市整備部長
中村 詠子		教育部長

男女共同参画庁内連絡会

氏名		所属
奥村 泰介	リーダー	政策室
佐々木 清匡		庶務課
小原 祥江		市民課
高尾 匡		地域福祉課
薄田 千枝子		障がい福祉課
高橋 亜矢子		子育て支援課
大瀧 和寛		保育幼稚園課
田辺 朋子		長寿支援課
中村 久美	サブリーダー	健康増進課
若林 博之		危機管理課
城取 直樹		農政課
會田 奈穂子		商工課
山崎 真由美		河川下水道課
松岡 伸悟		学校教育課
山崎 弘輝		生涯学習課

(2) 策定経過

時期	事項	内容
R 2. 7月	令和2年度第1回男女共同参画庁内連絡会議	吉川市男女共同参画基本計画について
R 2. 10月	令和2年度第1回男女共同参画審議会	吉川市男女共同参画基本計画について 市民意識調査質問項目の検討について
R 2. 11月	令和2年度第2回男女共同参画庁内連絡会議	男女共同参画の現状と課題について
R 2. 12月～ R 3. 1月	計画策定基礎調査の実施	市民意識調査、職員意識調査、 事業所アンケート
R 3. 2月	令和2年度第3回男女共同参画庁内連絡会議	計画策定基礎調査の結果について
R 3. 3月	令和2年度第1回男女共同参画推進会議	計画策定基礎調査の結果について
R 3. 5月	令和3年度第1回男女共同参画庁内連絡会議	計画策定の基本方針について
R 3. 5月	令和3年度第1回男女共同参画審議会	計画策定基礎調査の結果について 計画策定の基本方針について
R 3. 6月	庁内照会	計画に係る取り組みに対する意見照会
R 3. 7月	諮問	
R 3. 8月	令和3年度第2回男女共同参画庁内連絡会議	計画素案について
R 3. 8月	令和3年度第2回男女共同参画審議会	計画素案について
R 3. 8月	令和3年度第1回男女共同参画推進会議	計画素案について
R 3. 10月～ R 3. 11月	パブリックコメント実施	
R 3. 12月	庁内照会	計画素案に対する意見照会
R 4. 1月	令和3年度第3回男女共同参画庁内連絡会議	計画案について
R 4. 1月	令和3年度第3回男女共同参画審議会	計画案について (答申)
R 4. 1月	令和3年度第2回男女共同参画推進会議	計画案について
R 4. 2月	市長決裁	

2 吉川市男女共同参画推進条例

平成15年12月18日 条例第26号

前文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきています。

吉川市においても、平成7年と平成14年に策定した男女共同参画に関する基本計画に基づき、すべての人々の人権や多様な生き方を尊重した様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く存在し、真の男女平等の達成には多くの課題が残されており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、首都近郊の都市として急速に発展してきた本市の現状からは、全国平均に比べ、高齢化率が低く、核家族化が進行し、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向が見られます。

今後の本格的な少子高齢化の進展や情報化、国際化などの社会経済情勢の急速な変化に対応する上でも、男女共同参画を一層推進し、男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、私たちは、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、すべての男女がともに自分らしく生きる権利が尊重され、心豊かに暮らせるまちを築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1)男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2)積極的格差是正措置とは、前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3)事業者等とは、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4)セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいいます。
- (5)ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1)男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2)性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決

定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5)社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6)男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7)国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべて的人是は、次に掲げる行為を行っては

なりません。

- (1)家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的扱い
- (2)家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3)家庭等のあらゆる場におけるドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべて的人是は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する

基本的施策

第1節 男女共同参画基本計画等

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を聴くとともに、第24条に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に限らず、その他施策を策定し、及び実施するに当

たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとします。

(推進体制)

第11条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必事な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとします。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

第2節 男女共同参画の推進に関する施策

(市民等の理解を深める措置)

第15条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、市民及び事業者等と協力して、次に掲げる積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1)市における政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進すること。
- (2)審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、男女の均衡を図ること。
- (3)市民の地域活動及び事業者等における方針の立案並びに決定過程への女性の参画を促進するため、当該市民及び事業者等に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

(教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育その他の教育及び市民の学習の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとします。

(家庭生活と職業生活等の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活等とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他必要な支援を行うものとします。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止等の支援)

第19条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとします。

(市民等の活動に対する支援)

第20条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとします。

(事業者等からの報告)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者等に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができます。

(相談及び苦情への対応)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係する機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1)性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者等から相談の申出を受けたとき。
- (2)市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたとき。

2 市長は、前項第2号の苦情の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、第24条

に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画推進施設)

第23条 市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成10年吉川市条例第30号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。

第3章 吉川市男女共同参画審議会

(設置)

第24条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、吉川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

(所掌事務)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議します。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができます。

(組織等)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 公募による市民
- (2) 事業者等の代表者
- (3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとします。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画基本計画とみなします。

3 用語の説明

行	用語	説明	初出ページ
あ	SDGs	エス・ディー・ジーズ。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標・169のターゲットから構成されている。	4
	LGBT	レズビアンLesbian：女性の同性愛者、ゲイGay：男性の同性愛者、バイセクシャルBisexual：両性愛者、トランスジェンダーTransgender：身体の性と自認する性で違和がある人、の英語の頭文字をとった言葉。性的少数者を表すために使用されることもある。※“LGBTQ+”のようにLGBTだけに分類されない様々な立場の人達を含めた表現もある。	10
か	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦や乳幼児等の状況を把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整など、切れ目のない包括的な支援を行う機関。	34
	固定的な性別役割分担意識	男女問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。	4
さ	埼玉県多様な働き方実践企業	仕事と家庭の両立を支援し、男女がともにいきいきと働ける職場環境づくりに取り組む企業に対する県の認定制度。9つの認定項目のうち、3から4つ該当で「シルバー認定」、5から6つ該当で「ゴールド認定」、7から9つ該当で「プラチナ認定」となる。	15
	住民基本台帳事務における支援措置	DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付を制限し、不当な目的により利用されることを防ぐ措置。	31
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人は生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。	4
	女性のエンパワーメント	女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身に着け、決定し行動できる力をつけていくこと。	37
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が職業生活で希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。国・地方自治体・事業主が、女性が活躍できる社会を目指すための取り組みと具体的な数値目標を示し、具体的な措置を講じていく旨を定めている。	4
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることを定めた法律。	6

行	用語	説明	初出ページ
さ	性的少数者	性的指向（恋愛感情がどの性別に向くか）や性自認（自分の性をどう認識しているか）に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人。セクシャル・マイノリティと同義。	10
	セクシュアルハラスメント	主として職場を中心として行われる性的な嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動や、その対応によって、仕事をするうえでの不利益を受けたり、就業環境が害されること。	36
た	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	35
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。	4
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。	4
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	32
	DV	ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある男女間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力。	16
	デートDV	家庭内ではなく、交際中のカップルの間で起こる暴力。中・高校生、大学生も当事者になる可能性がある。	29
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法・DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。	4
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（協力会員）同士が育児に関する相互援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を支援する。	34
ま	メディアリテラシー	メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなすこと。また、メディアを使って発信する力。	27
や	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見と適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的とし、そのために必要な情報交換や協議並びに連絡調整を行うネットワーク。	31
ら	ライフステージ	人が生まれ育ち、思春期、成熟期、更年期を迎え、やがて老年期を迎える人生における各段階。	32
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「産むか産まないか」を決定する権利。	32
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方・働き方が選択・実現できること。	15

第4次吉川市男女共同参画基本計画

よしかわパートナーシップアクション

令和4年(2022年)年3月

発行・編集 吉川市 市民生活部 市民参加推進課

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

TEL048-982-5111(代表) FAX048-981-5392